

「滝山観光おこしプロジェクト会議（仮）設置準備会」開催要綱

（開催目的）

第1条 加住地区は観光資源豊かな観光地であることを地域住民及び関係団体が認識し、統一した目的意識のもと、産官学民協働の地域振興をすすめるためには、観光振興についての分析や課題整理及び対策を検討する体制が必要である。そこで、「滝山観光おこしプロジェクト会議（仮）設置準備会」（以下、「準備会」という。）を立ち上げ、次年度以降の「滝山観光おこしプロジェクト会議（仮）」の自主的及び継続的な運営やあり方について意見交換を行う。

（検討事項）

第2条 「準備会」は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）滝山観光おこしプロジェクト会議（仮）の運営等に関する事。
- （2）滝山観光おこしプロジェクト会議（仮）のあり方に関する事。

（構成）

第3条 「準備会」は別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 円滑な会議進行を促すため、参加者の中から座長を選任する。
- 3 座長に事故等があるときは、座長があらかじめ指名する参加者がその職務を代理する。

（会議の開催）

第4条 「準備会」は、必要に応じて八王子市産業振興部観光課長が招集する。
2 八王子市産業振興部観光課長が必要と判断した場合は、参加者以外のものを準備会に出席させることができる。

（開催期間）

第5条 「準備会」の開催は、平成27年9月1日から平成28年3月31日までとする。

（庶務）

第6条 「準備会」の庶務は、八王子市産業振興部観光課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

別 表

- (1) 学識経験者 (2名)
- (2) 町会自治会連合会の代表者 (1名)
- (3) 加住地区住民協議会の代表者 (1名)
- (4) 公益社団法人八王子観光協会の代表者 (1名)
- (5) 八王子商工会議所の代表者 (1名)
- (6) 自然・歴史・教育関係団体の代表者 (1名)
- (7) 文化・芸術・アート関係者 (1名)
- (8) 地元商業関係者 (1名)
- (9) 地元農業関係者 (2名)